

平成22年6月14日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 小 田 耕 太 郎
(TEL. 03-3519-7250)

会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の監査役会において、会社法第340条第1項の規定に基づき、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人を解任することを決議すると共に、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人を選任しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動につきましても同様であります。

記

1. 異動年月日

平成22年6月14日

2. 就退任する公認会計士等の概要

(1) 就任する公認会計士等の概要

名 称： やよい監査法人

所 在 地： 東京都千代田区平河町2-8-10 宮川ビル

業務執行社員： 公認会計士 市島 幸三

公認会計士 酒井 啓一

*やよい監査法人は日本公認会計士協会の上場会社監査名簿に登録申請中との報告を受けております。

(2) 退任する公認会計士等の概要

名 称： 新日本有限責任監査法人

所 在 地： 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル

業務執行社員： 公認会計士 五木田 明

公認会計士 大金 陽和

3. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成14年6月21日

4. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等
適正意見を受領しており、該当事項はありません。

5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、平成22年3月期の会計監査中に、平成21年3月期中に当社従業員と取引先従業員の間で交わされた会社として認知していない文書が存在することを確認いたしました。そのため、当社においては、当該文書の法的有効性及び作成に至る経緯、取引に与えた影響等について、外部有識者による調査委員会を設置し、調査を行いました。

調査委員会による最終報告書によると、当該文書は法的効力を生じさせるものではなく、過去の取引に影響を与えたものとは認められないと結論づけられており(外部調査委員会の調査内容につきましては、別添調査委員会作成の調査報告書要旨をご参照ください。)、当社はこの調査報告書を当社会計監査人である新日本有限責任監査法人(以下、単に「監査法人」といいます。)に提出し、平成22年3月期の会計監査の進行を依頼し、併せて調査報告書の内容を信頼し対応いただくよう説得を行うほか、追加で要請のあった確認事項にも真摯に対応してまいりました。

しかしながら、調査報告書を受領した監査法人からは、調査の結果によても、当該文書に係る取引等についての疑義が払拭されたとは言い切れないとの回答がありました。

当社としましては、監査法人の上記回答は、中立かつ公正な第三者による調査の結果、当該文書が法的効力を有するものでなく、過去の取引に影響を与えたものとは認められないとする調査報告の内容について、特段の合理的根拠なくその信頼性に疑義を呈しているとしか判断されず、この点に関する学者、弁護士、会計士等の複数の専門家の意見に照らしても、不当であると結論付ける他ない状況と判断いたしました。

当社としては、かかる監査法人の対応は、会社法第340条第1項の解任事由に該当するものと判断し、当社監査役会の決議(監査役会全員の同意)により、監査法人を当社会計監査人の地位から解任することといたしました。

なお、同監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

6. 5. の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見等
会計監査人の意見等について現在準備中との事であり、入手次第追って開示いたします。

7. 退任する会計監査人が6. の意見を表明しない理由及び退任する会計監査人に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

上記6.の通り、退任する会計監査人より意見等を入手する予定でございます。

以上

(別添)

平成 22 年 6 月 14 日

日本風力開発株式会社 外部調査委員会 「調査報告書要旨」

第 1. 当委員会の概要等

1. 当委員会設置に至る経緯

本件調査の端緒は、日本風力開発株式会社（以下「対象会社」という。）の平成 21 年 3 月期における風力発電開発事業に関連して、対象会社として認識していない文書（対象会社担当者と取引先担当者の両個人名で作成された覚書、以下「本件覚書」という。）が確認されたことにある。対象会社は、当該文書の確認を受け、当該文書の作成及び社外に提供された経緯や当該文書の記載内容の法的効果（有効性）等につき、対象会社とは利害関係のない外部の第三者による調査を開始することとした。

2. 当委員会の構成

当委員会のメンバーは、以下のとおりである。

調査委員長	河邊 義正	弁護士（元東京高裁判事部総括）
調査委員	中村 信雄	弁護士（元東京地検特捜部検事）
調査委員	蓮見 正純	公認会計士

3. 調査の目的

当委員会は、調査に先立ち、風力発電所建設手続と業界慣行及び環境並びに対象会社の取引における優位性につき、調査を行った。

（1）風力発電所建設手続と業界慣行及び環境

対象会社の風力発電開発事業において開発される蓄電池併設型風力発電所建設案件では、風力発電機や蓄電池の製造に数年という時間を要したり、需給関係上、需要が供給をはるかに上回るという状況が続いていることから、ゼネコンが工事受注後直ちに工事に着工できるよう、風力発電機器等のメーカーに対し、風力発電機、蓄電池等の主要な部材の調達方法として、風力発電機に係る「内示書」等を発行することにより、それらの部材の生産枠を確保させる等のビジネス上の慣行があった。このような中、対象会社は、ゼネコンに対する発電機器の販売あっせん等を主要事業の一部としていた。

一方で、対象会社は連結事業子会社である S P C（一部他社や地方公共団体が出資しているものを含む。）が発注する風力発電所建設工事案件について、風力発電所を建設した上、電力会社との売電契約に基づき、売電収入を得ることも主要事業としている。この事業においては、まず各電力会社が取り決めた買電受入枠について、電力会社が募集要項で示す電力系統に見合う風力発電所の設置場所をある程度特定したうえで、入札や抽選により購入候補

者ないし落札者が決定される。その後、対象会社側による補助金の交付申請等の手続に入るとともに、厳格な審査を経て、補助金が採択された後、複数のゼネコンに対する公正な選定手続が行われ、受注を獲得したゼネコンがEPC（Engineering, Procurement and Construction）として当該建設工事を一括受注し、風力発電関連機器メーカーに風力発電機、蓄電池等の部材を正式発注して調達するとともに、受注した工事案件について設計及び一部許認可手続の代行をし、建設工事をして完成させた風力発電所をSPCに納入し、SPCにおいて売電事業を開始することとなる。

我が国においては、新エネルギー導入政策の動向を踏まえて、平成22年の風力発電の供給目標（設備容量）が、平成11年実績の約38倍に当たる300万kWと設定され（平成13年6月付け総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会報告書17頁），対象会社は、この供給目標に商機を見い出し、風力発電事業を強力に推進することとした。また、対象会社は、前記供給目標及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が平成19年3月に制定した「風力発電系統連系対策助成事業」基本計画における平成24年度最終目標である蓄電池等貯蔵設備の導入容量目標20万kWを踏まえて、蓄電池の販売代理事業も、強力に推進していった。

（2）対象会社の取引における優位性

風力発電所に関する技術やノウハウを有する企業は極めて限られており、対象会社のほか、3社が国内における同事業の約50%のシェアを押さえるというほぼ寡占状態にあった。

そのような中、電力会社によっては、電力網の問題等から、送電線への電力負荷を一定に保つことが必要であるため、蓄電池のように、平滑化した電力の供給が可能な蓄電設備の設置が必要とされている。蓄電池の運用に当たっては、高度な技術が必要とされるところ、対象会社は蓄電池を利用した電力の平準化に当たって低いロス率を実現しており、かかる非常に高い技術力は取引において大きな優位性を有するものである。

対象会社においては、電力会社による買電受入枠の抽選や入札の段階における落選等を除けば、対象会社の持つ綿密な調査力、情報収集力、マーケティング分析力及び技術力により、風力発電関連事業に関する補助金等の予算承認時点において、かなりの確度をもって補助金採択による風力発電所の設置可能性が予測できる状況であったと認められ、対象会社は、自らの企業努力により補助金採択可能性に関する高い予測能力を持つようになったと推察されるとともに、このことは風力発電業界で常識となっていたものと判断される。

4. 調査の目的及び調査の対象

「本件覚書」は、対象会社の風力発電事業における、風力発電機取引に係る「内示書」及び蓄電池の取引における「内示書」がそれぞれ添付され、決裁権限のない対象会社従業員と取引先従業員により平成21年3月23日付けで締結されたものである。

対象会社が行う風力発電機取引は、風力発電所の建設を請け負うゼネコンに対して、風力発電機器メーカーが製造する風力発電機の販売をあっせんする販売あっせん取引であり、ゼネコ

ンがメーカーに対し、生産枠を確保するための「内示書」を交付することにより、メーカーから販売あっせん手数料を收受する事業である。あっせん手数料発生の認識は、内示書を受領したメーカーから対象会社に対して交付される連絡書等によるが、「本件覚書」には、風力発電機に係る「内示書」5通（①平成21年3月期における風力発電機100基中93基分）が添付されている（なお、風力発電機に係る「内示書」5通は、表記上、当事者はメーカー及びゼネコンで対象会社が表記されているものではないため、その法的な有効性については、本件調査の対象から除外することとしたので、以下の調査については当該書面の法的な判断には触れていないことに注意されたい。）。

対象会社が行う蓄電池取引は、電力関連機器メーカーが製造する蓄電池の販売代理店として風力発電所の建設を請け負うゼネコンからの注文を取り扱うメーカーの販売代理店事業である。「本件覚書」には、蓄電池に係る「内示書」3通（②平成21年3月期における蓄電池10MW（メガワット）分及び同30MW分、③平成20年3月期における蓄電池27MW分）が添付されており、最終的に対象会社の子会社たるSPCがこれを購入しない場合、対象会社がゼネコンに対して蓄電池の販売代金等を支払う旨の記述が見られる。

なお、対象会社の稟議においては、「本件覚書」添付の「蓄電池内示書」とは異なる内容の「蓄電池依頼書」が申請されていた。

本件調査は、主として前記①ないし③の取引と関連する範囲で、「本件覚書」の法的効力及び「本件覚書」がその後の取引に与えた影響につき調査、検討するものである。

第2. 調査の内容

1. 調査結果

当委員会が、認定判断したところによれば、「本件覚書」及びこれに添付された「蓄電池内示書」はいずれも対象会社との関係においては法的に無効であると認められ、これらの文書の存在は、調査対象として抽出された①平成21年3月期における風力発電機100基分、②平成21年3月期における蓄電池10MW分及び同30MW分、③平成20年3月期における蓄電池27MW分について、法的な影響を与えるものではないことは明らかであり、メーカーないしゼネコンの資材調達・在庫リスクを実質的に対象会社に負担させるような法的効力を生じさせる余地は無く、法的な問題は生じないとの結論に達した。

2. 調査の検討内容

当調査委員会によるヒアリングの結果等において、「本件覚書」及びこれに添付された「蓄電池内示書」について関係者はすべて個人的に作成されたものであり、会社に対して法的拘束力を持つものではない旨、供述しているので、その信用性につき検討するに、まず、「本件覚書」については対象会社側もゼネコン側も共に決裁権限の無い個人が署名押印していることは、書面の外観上等に照らして明らかである上、「本件覚書」本文とこれに添付されている

「蓄電池内示書」及び前記「蓄電池依頼書」の記載内容には、それぞれ記載部分に本質的な齟齬があり、これら債務内容等を異にする各書面がゼネコンに同時に引き渡されていると認められること、取引先従業員からの「アンダーグラント^(原文ママ)で結ぶもので、表には一切出しません。」等の記載内容が認められる電子メールが存在すること、「蓄電池依頼書」と異なり社内稟議を経ていないことは明らかであること、その他確認された事実関係等を総合評価すると、「本件覚書」及びこれに添付された「蓄電池内示書」は、いずれも無権限者が決裁権限者の承認を得ないまま、個人的に作成されたものであり、法的拘束力を意図した文書ではないことは明らかである。

すなわち、「本件覚書」及びこれに添付された「蓄電池内示書」については、無権限者により作成されたものであり、当事者の内心的な効果意思も存在せず、無権代理ないし通謀虚偽表示により、対象会社に法的効力の及ばないものであることは明らかであると言える。なお、取引先従業員が、事実上、対象会社の正式決裁を経ていないことにつき、悪意ないし有過失であることは明白であるので、およそ表見代理等が成立する余地もないものと言うべきである。

3. 本件覚書が個別取引に与えた影響についての検討

(1) 上記のとおり、「本件覚書」についてはその法的効力は無いことは明らかであるが、その後、ゼネコン側にあっせんした蓄電池のうち 55 MW 分を対象会社が買取るという事態が生じていることから、かかる買取り行為に「本件覚書」等の書面が影響しているのか否かにつき検討する。具体的には、「本件覚書」が作成された直後の平成 21 年 3 月ころ、従前からゼネコンが保有していた 27 MW の蓄電池に加えて、30 MW と 10 MW の蓄電池をさらに追加して電力関連機器メーカーから購入していたため、この合計 67 MW の蓄電池につき、どのように処分されたかの経緯につき調査する必要があると判断された。

この合計 67 MW の蓄電池のうち、12 MW 分については、当該ゼネコンが受注した風力発電建設事業の資材として使用予定となっている。

これに対し、残余の 55 MW 分については、最終的には対象会社が、ゼネコンから買取っているので、かかる 55 MW 分の蓄電池の買取り行為が、「本件覚書」等に基づくものと評価されるものか否かにつき考案する。

(2) この点に関する、対象会社の関係者からのヒアリング結果は以下のとおりである。

『平成 21 年 9 月の政権交代に伴って未執行の補助金予算の執行が停止され、その後の補助金公募、採択等の手続の進行を前提とした事業展開が困難となってきた状況を勘案し、同月以降、対象会社において、蓄電池を使った蓄電制御システムの海外販売活動を開始した。こうしたところ、対象会社の想定以上に海外からの引合いが強く、平成 21 年 11 月には第 1 号案件として海外向けシステム販売 75 MW 分が具体化し、平成 22 年 4 月以降には海外向け 14 MW 分の納入もほぼ予測できる状況となってきた。そこで、電力関連機器メーカーに確認したところ、当面において海外向けに電力関連機器メーカーから仕入が可能となる数量は 30 MW 分にとどまることが判明したため、残る必要量 59 MW 分の確保のために、ゼネコンからの買取りの交渉を開始した。ゼネコンとの交渉は、交渉窓口であったゼネコン幹

部が将来の国内風力発電所建設工事受注を見込んで調達した建設資材である旨主張して難色を示したために難航したものの、ゼネコンにも在庫を処分する固有の必要性が生じたこともあり、対象会社と折衝を重ねた結果、最終的に平成22年1月にはゼネコンが保有する蓄電池在庫55MW分を対象会社が相応のマージンを加えた販売価格で買い取ることで合意した。このときゼネコン側が要求したマージンは1kWあたり1万円であったが、対象会社担当者の交渉により、一旦はこれが5千円に下がったものの、対象会社では、全部のリースが組めず、一部については、ゼネコンが資金を負担することとなったため、その金利を考慮し、その部分については1万円のマージンとすることにし、全体としては4億円のマージンを乗せることで合意した。

ところが、翌2月に海外案件の成約が入札手続の関係で延期となり、さらに平成22年3月に示された環境大臣小沢銳仁試案「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」の中で風力発電については2020年までに最大1131万kW(約10倍)まで伸ばすとの目標が示されたように、その頃、国内での風力発電の拡大が見込める状況が新たに生じたこともあって、将来的に同蓄電池を国内風力発電所での利用の可能性が大きくなつたと判断し、ゼネコンからの55MW分の蓄電池の最終購入者と同じ対象会社SPCである錢函風力開発株式会社(30MW分)と松前風力開発株式会社(25MW分)としたものである。』

- (3) 前記ヒアリング結果については、①海外向けプロジェクトに関する提案書やプレゼンテーション用の資料等の客観的証拠、②海外向けの商談に関する出張記録(プロジェクトに関する面談記録を含む)、③海外向けプロジェクトに関する社内等の電子メール、④ゼネコンの蓄電池在庫55MW分の買取り価格に上乗せする1kW当たりのマージン価格につき交渉したゼネコン担当者と対象会社担当者との間の電子メール履歴等の証拠によって十分に裏付けられ、対象会社が対象会社ないしその子会社SPCにより、蓄電池を一部購入することになった経緯は、前記ヒアリング結果のとおりであると認められる。
- (4) そして、以上の取引経過に照らせば、対象会社ないしその子会社SPCによる蓄電池55MW分の購入は、前記蓄電池に係る「本件覚書」等のゼネコンとの合意に基づく義務の履行として行われたと認めるることはできず、海外向け、あるいは環境大臣試案で示された国内の新エネルギー導入目標向け等の必要性が生じたために、前記蓄電池に係る「本件覚書」等とはかかわりなく、全く別の動機から購入に至つたことは疑問の余地はない。
- (5) このことは、蓄電池の購入価格の面からも裏付けられた。すなわち、例えば錢函風力開発株式会社向け30MW分の価格についてみると、「本件覚書」添付の蓄電池に関する内示書記載の買戻し予定金額に比し、実際に売却された金額は、4億円以上上回る高額で決済されており、その交渉過程における担当者間の電子メールの内容に照らしても、倉庫費用や立替金利ばかりではなく、一定のマージンを乗せた金額で決済していることは明らかであるところ、もし、当事者が前述の蓄電池に係る「内示書」等に法的効力があると考えておれば、その義務の履行として本件蓄電池の買取行為が実行されたならば、その価格は前記各書面に記載された買取金額になるはずだからである。同時に補助金が凍結されるという異常事態となつても、ゼネコン側が本件蓄電池に係る「本件覚書」等に基づく買取りを求めなかつた事実は

端的に、当初から本件蓄電池に係る「本件覚書」等に法的意味はなかったとの関係者の供述の信用性を裏付けるものと言えよう。

(6) 以上検討したところによれば、最終的な対象会社ないしその子会社S P Cによる蓄電池の買取りは、本件蓄電池に係る「本件覚書」等に基づくものではなく、また本件代理店契約に基づく電力関連機器メーカー製蓄電池の販売代理店業務の履行として行われたものでもないのであって、海外向け・国内向け蓄電池の需要等の新たなビジネス上の事情に基づく別個独立の経営判断によるものと認めるのが相当である。

第3. 結語

主として調査対象とした「本件覚書」や調査の過程で新たに発見された蓄電池内示書等の各書面について、その成立経緯やその後の取引に与えた影響等につき詳細かつ慎重に調査を行ったが、問題として取り上げた各書面は、いずれも対象会社との関係で法的効力が無いことは明らかであり、これらの文書が、(1) 平成21年3月期における風力発電機100基分、(2) 平成21年3月期における蓄電池10MW分及び同30MW分、(3) 平成20年3月期における蓄電池27MW分の各取引に対し、法的な影響力を与えるものでは無かったと判断される。

以上